

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>【省略用語例】 このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>（略）</p> <p><u>企業内容等開示ガイドライン……企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年大蔵省金融企画局）</u></p> <p>このガイドラインは、特定有価証券の内容等の開示に関し特定有価証券特有の留意事項を示したものであり、開示に関する一般的な留意事項については<u>企業内容等開示ガイドライン</u>を参照するものとする。</p> <p><u>（特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱いの準用）</u></p> <p><u>8－3 企業内容等開示ガイドライン 8－3 は、内国投資証券（投資法人債券を除く。）又は外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）の募集又は売出しに係る届出の効力発生日の取扱いについて準用する。</u></p>	<p>【省略用語例】 このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>このガイドラインは、特定有価証券の内容等の開示に関し特定有価証券特有の留意事項を示したものであり、開示に関する一般的な留意事項については「<u>企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年大蔵省金融企画局）</u>」を参照するものとする。</p> <p>（新設）</p>